

新潟市教育委員会 令和2年8月 定例会会議録

日 時	令和2年8月27日(木) 午後3時30分		
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	前田秀子		
出席委員 (8名)	田中 賢一	出席委員	渡邊 純子
	渡邊 節子		大宮 一真
	山倉 茂美		五十嵐 悠介
	小野沢 裕子	欠席委員	
	市嶋 洋介		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (16名)	職・氏名	職・氏名	
	教育次長 池田 浩	学校支援課長	山田 哲哉
	教育次長 古俣 泰規	生涯学習センター所長	枝並 素子
	教育総務課長 渡辺 和則	中央公民館長	浅間 直美
	学務課長 加藤 浩志	中公図書館長	吉田 英津子
	施設課長 高橋 裕幸	教育総務課長補佐	佐藤 夏樹
	保健給食課長 東理 守	教育総務課係長	秋山 悟
	地域教育推進課長 宇ノ井 修二		
	学校人事課長 吉田 亨		
	教育職員課長 栗林 裕之		
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (4 件)	議案第 22 号	令和3年度使用 新潟市立高等学校用教科用図書の採択について
	議案第 23 号	令和3年度使用 新潟市立高志中等教育学校 後期課程用教科用図書の採択について
	議案第 24 号	令和2年 9 月議会定例会の議案について
	議案第 25 号	教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書について
報告 (3 件)	令和2年度 新潟市奨学生等の選考結果について	
	新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結について (加茂市)	
	学校園における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について	

第1 開会宣言

- 教育長 午後3時30分 開会を宣言する。
これより、教育委員会定例会を開催いたします。
本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。よろしければ、許可することで決定します。
(異議なし)

会議録署名委員の指名

- 教育長 日程第1会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に大宮委員及び五十嵐委員を指名します。

第2 付議事件

- 教育長 次に日程第2付議事件に入ります。
はじめに、議案第22号 令和3年度使用 新潟市立高等学校用 教科用図書の採択について、及び議案第23号 令和3年度使用 新潟市立高志中等教育学校後期課程用 教科用図書の採択については関連がありますので、一括して審議いたします。学校支援課から説明をお願いします。

- 学校支援課長 それでは、議案第22号及び議案第23号について、一括してご説明申し上げます。なお、両議案でご審議いただく各教科用図書につきましては、4月の教育委員会定例会で承認いただきました「令和3年度使用新潟市立高等学校用教科用図書採択に関する基本方針」及び「令和3年度使用新潟市立高志中等教育学校後期課程用教科用図書採択に関する基本方針」に基づき、各学校が調査研究を行いました。調査研究では、各校が自校の教育課程に照らしながら、教科書の内容、配列、分量、図表、写真、資料の見やすさなどを教科用図書選定委員会などで比較検討したうえで、自校の生徒の実態に適しているものを校長が教職員の意見を踏まえて選定いたしました。教育委員の皆様には、これまでに各学校の教育目標を十分ご理解いただいたうえで、各学校から出された教科用図書選定一覧に基づいて、教科書を丁寧にご覧いただき、内容を把握いただいております。

本日は、学校ごとに一括して説明させていただきます。

はじめに万代高等学校の選定結果についてです。万代高等学校は、全日制普通科及び英語、理数科、それぞれの学科やコースの目的を踏まえて選定を行いました。選定理由につきましては、付議3ページから5ページに示してございます。一番右側にそれぞれの教科書の選定理由を示してございます。

次に、明鏡高等学校の選定結果です。明鏡高等学校は定時制普通科の午前部と夜間部、それぞれの目的を踏まえたうえで選定を行いました。選定理由につきましては、付議7ページから12ページをご覧ください

い。

次に、高志中等教育学校後期過程4年生から6年生、すなわち高校1年生から高校3年生にあたる学年でございますが、教科用図書の選定結果です。高志中等教育学校は、中高一貫教育校という特製を踏まえた選定結果となっております。選定理由につきましては、付議 15 ページから 17 ページをご覧ください。なお、中等教育学校後期過程では、高等学校用教科用図書を使用するため、需要学年につきましては、高等学校の学年に合わせて、それぞれ高等学校1, 2, 3年生用と記載されておりますが、それぞれ中等教育学校の4, 5, 6年生用ということでご理解いただければと思います。

それでは、議案第 22 号及び議案第 23 号につきまして、ご審議をよろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明に、ご意見、ご質問がございましたら、挙手をお願いします。いかがでしょうか。

○山倉委員

いろいろ見せていただいた中で、ご意見を言いたいと思います。

まず、明鏡高校の商業の情報処理の教科書ですが、情報通信ネットワークの概要では、インターネットの使い方などが、基本的なことがくわしく記載されていますし、ビジネス文書の作成では、どういう表現方法を使うか、用語の正しい使い方や正しい敬語の使い方などがとても丁寧に、具体例を挙げながら説明されていました。明鏡高校の学校要覧に生徒の就労状況というものが載っていて、生徒 391 人中 131 人がアルバイトをしたり有職者ということで、仕事にすぐ役に立つのではないかと思いながら、見させていただきました。

同じく明鏡高校の新数学 I です。まず、新しい内容に入る前に、プレリュードというものがありまして、内容としては小学校、中学校で今まで習ってきたことがまず載っています。これから、高校の数学を学ぶ準備として、復習の意味を兼ねてとても分かりやすいなと思いましたし、また中に計算してみようというものがあるのですが、例題の中でも式の中の X が緑、Y が青など、色分けをして説明しているので、目で見て分かりやすいのではないかと思います。このような工夫で、スムーズに高校の授業に取り組めるようになっているなど感じました。

続けて、万代高校の世界史 A です。全体に写真や地図がカラーでとても多く使ってあります。その中でも、特にクローズアップというところでは、見開きがほとんど写真やイラスト、絵になっていて、その時代の人々の生活の様式などが目で見て分かりますし、理解しやすいと思いました。

まず最初に執筆者一同より本書で学ぶ高校生の皆さんへということで、なぜ歴史を学ぶ必要があるのかということが書いてあります。とてもいいことが書いてあって、私も、歴史を学ぶってそういうことなのかと、これを読んで分かったので、ぜひ高校生の皆さんにこれを読んでいただきたいなと思いながら、拝見させていただきました。

○教育長	ほかにいかがでしょうか。
○五十嵐委員	<p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>私も、3校の教科書を拝見させていただきまして、まず新潟市立万代高等学校なのですから、コミュニケーション英語を拝見させていただきました。万代高校は、主体的な国際人材の育成ということを主題として挙げていらっしゃるので、コミュニケーション英語の教科書を拝見すると、アンパンマンの作者のやなせたかしさんが、戦争中、どのような形で、どんな体験をされたかということが書いてあつたり、ご自身が考える正義とは何かということを教科書の中で読み解くことができました。読んでいて、非常におもしろいなと思ったのですけれども、高校のうちにこのような文書ということで、英語の学習だけではなく、文化や倫理、道徳についても、考えるきっかけの提供になるのかと思いまして、非常にすばらしい選定をされているなど感じました。</p> <p>続きまして、高志中等教育学校の後期過程のほうですけれども、まず古典です。こちらがドリル形式で学ぶことができるようなものが多いなと感じました。教養や常識として知っておくべき内容も教科書で触れられていますし、こういうものをドリル形式で学ぶと、古典、漢文だけではなくて、英語、外国語の学習にも通じてくるものがあるのかと感じた次第です。</p> <p>世界史Bも非常に暗記が多い内容であるかと思ったのですけれども、ただ、暗記が多いものを述べるだけではなく、主題学習という出題を通じて、自分だったらどういう行動をしたのかなというような、歴史に対する当事者意識を持った勉強をすることができるということで、非常にいい内容になっているなど感じた次第です。</p> <p>同じく高志中等教育学校の地理Bですが、最新の都市の災害対策について触れられている内容がございました。単純に地理としてどこに何があるのかだけではなくて、今、我々の短いにある災害や防災などについても学ぶことができるということで、やはりこれからの中学生、高校生として、こういうことを学んでいくということには、非常に役に立つ内容のかなと思った次第です。</p> <p>最後に現代社会、こちらも現代社会のさまざまなトピックスだけではなく、新聞やニュースなどで目にするような内容も大きく取り上げられていることから、そういうところをきっかけに自分と社会のあり方ということを考える内容になっているのかと感じました。</p>
○教育長	ほかにいかがでしょうか。
○小野沢委員	<p>高校の教科書はどれを取っても読み応えがあって、もっと高校のときにきちんと読んでおけばよかったなと思っている次第なのですが、そんな中で、明鏡高校の基礎から学べるということと、生活の中にどう活かせるか。これを考えながら、国語全般と保健体育の教科書を特に読んでみました。国語を学ぶということは、相手の言いたいことを理解できるか。自</p>

分の思いを正確に伝えられるか。どう表して、ほかの人に伝えるか。これを学ぶことというのは、暮らしていく中でとても大切だと思うのです。それが基礎的な表現力を身につけるレッスンというのが非常に細かく分けられています。例えば、書くということも、一文を短く書いたり、あいまいな表現を避ける。文のつなぎ、接続表現、句読点の打ち方など、これをクイズで学ぶような単元があつたり、実践トレーニングへとそこから導かれていまして、自己PRと面接までつながっていくというのが、国語表現の中になりました。

それと現代文のA、Bなのですが、これも読み物としての名作、芥川龍之介ですとか、夏目漱石、村上春樹、そして戦争と国際社会、命と平和を学ぶというところで、「夜と霧」ですとか、「黒い雨」、「わたしはマララ」、「火垂るの墓」などが紹介されています。これを読むだけでも十分、心に響くものがあるのではないかと思います。教科書を開いてすぐ巻頭にあるのが、齋藤孝「人生は『動詞』で変わる」という文書なのです。これが読みやすいえに、心を変えるのは、まず行動することだということがここで分かってくるのです。そうすると、社会人になっても、これを例えれば、もう一度、読んでいくことによって、少し心の支えになるような本が、この教科書でないかと思いました。

それと保健体育なのですが、まず健康とは何だろうというところを歴史から見たさまざまな健康のとらえ方から始まっていまして、生活習慣病、食事と健康、運動と健康、飲酒と健康、喫煙と健康、休養と睡眠と健康など、図が効果的に使われていてとても分かりやすかったです。豆知識というところに、WHOのアルコールにかかる死亡 330 万人と分析されるなど、隅々まで非常におもしろい、だれかに教えてくなるようなコラムもありまして、生活に役立てられる内容が非常に多くありました。

○教育長

○市嶋委員

ほかにございますでしょうか。

私も拝見させていただいて、すべて選定委員会のほうで選ばれて、しっかりと調査研究されたものということで、拝見させていただきました。中でもいくつか見させていただいて、例えば、フードデザインという明鏡高校で選ばれている教科書ですけれども、私がいいなと思ったのは、先に食について学ぶということが、自分たち、子どもたちにとって、どう活かせるのかなということが、巻頭にしっかりと書いてありました。生活習慣病にかかることとか、これから食事をするときのマナーや楽しみ方というところまで、最初に書いてあるので、これを学んだ後に、自分はこうなりたいなとか、このようになれるのだなということがしっかりとイメージできるような教科書になっていて、非常にゴールが分かりやすい作りになっているというところで、ほかの教科書もそうでしたけれども、しっかりと目的意識を持って学ぶという内容になっているなということで、私はすごくいいと思いました。

あとはこの音楽のMOUSAという教科書なのですけれども、私もこん

な楽しい教科書だったらしいなと思うくらい、いろいろなジャンルのものが載っていて、ポップス、ジャズ、ロック、またアイドルの内容などが載っていたりして、今の子どもたちが知らない曲もあるのでしょうかけれども、音楽の歴史も学べるし、今の音楽の楽しみ方というのも一緒に学べる。また楽器の知識だったり、自分が音楽を目指す子がいたときにもしっかりと使える内容になっているということで、幅広く音楽を楽しみながら、学びたいと思える教科書の作りになっているなと思いました。これを見れば、どの年代が見ても楽しく学べるなということで、そのくらい曲のレパートリーがすばらしい選定だなと思いました。

最後に、ビジネス実務という、商業の事業だと思うのですけれども、これも会社に入って、当然、エクセルとか、オフィスの使い方であったり、財務諸表の読み方とか、そういうしたものも、入ってから学ぶ人のほうが多いと思うのですけれども、特にこの教科書に関しては、実際に会社に入って、私も習ったなどいうことがかなり書いてあって、これを学んで会社に入ったら、すぐに役立つなということも書いてありますし、また報連相とか、報告や連絡などもきちんとやるのですよというような人とのかかわり方についても、しっかりと書かれているので、これから社会に出る子どもたちもいる中で、実際の現場に近いようなことが多くまとめられている、非常にいい教科書だなと思いました。

最後に選定理由の中にもいろいろ書いてあったのですけれども、当たり前かもしれませんけれども、教える方が教えやすい、学ぶ子どもたちが分かりやすいというようなところが、どの教科書も一番重要視されて、選ばれたのではないかという作りになっていて、どれもすばらしい教科書だなと思いました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○渡邊(節)委員

お願いします。教科書選定の概要をお聞きして、どの学校も先生方が、学校状況や生徒の実態に合わせて選ばれているということが、まず確認できました。その中で、万代と高志中等では、今年度、教科書会社を変えた教科があるということをお聞きしました。例えば、万代では、物理を第一の教科書に変えて、結果として物理基礎と物理に関しては、3校それぞれが会社が分かれているのだなということを知りました。それで、私は、どのように違うのかなと、少し比較をさせてもらいました。その中で、万代は今回、変えた教科書は、図が色の濃淡など、とても細やかで分かりやすいように、確かに工夫されているなと感じました。また、高志の数件の物理は、図についての説明が大変文字でくわしく書かれていて、図と文字でとてもくわしいところまで理解を促すのに役立っている。そんな教科書になっていると感じました。

もう一つ、明鏡は、物理基礎のほうになりますけれども、各章のはじめに見開きで、とても大きな美しい写真が載っていて、例えば、波というところではサーフィンの写真だったり、電気のところではルミナリエだった

り、物体の運動のところでは新幹線というようなものが載っていました。そういういた身近なものだったり、現象と物理ということを関連づけて考える。その茂紀になるように見開きを使ってどんどん示していく、少しでも多くの生徒が触発されて物理を学ぼうとなるような工夫があると感じました。

また、教科書会社を変えたかどうかという観点でいうと、明鏡は全部昨年度と同じということが分かりました。しかし、その中で同じ教科でも、例えば倫理など、午前部の教科書と夜間部の教科書で異なるものが選定されていました。倫理については、夜間部のほうでは、サイズが大きくて、表現がより身近な言葉や文書で記述されていて、生徒が取り組みやすくなっていると感じました。このように、どれがいいということではなく、生徒に合わせて各学校の先生が選ばれているということが確認でき、この選定理由について異論なく、これでよいなど感じました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○大宮委員

よろしくお願ひします。私は、3校の中でも、政治経済の教科書を三つ並べてよく見させていただきました。その中で、万代高校は、世界と日本のかかわりを分かりやすく解説しているというところが優れているなと思いました。明鏡高校は、社会に出てからのさまざまなことを分かりやすく解説しているということで、学校の特色というか、先ほど、ほかの委員も言いましたけれども、生徒さんがバイトをされていて、すぐ社会に出るというところで、その教科書の中で社会保障についても細かく解説をされていました。具体的に言うと、求人票の書き方や消費者問題など、身近な問題をすぐ現実社会に出たときに活用できるような内容になっているなと思いました。高志高校については、時事的な事項も交えて、生徒に理解しやすく作成されているなど、政治経済の教科書は思いました。

また、あわせて数学についても、3校比べさせていただきました。万代高校と高志中等は同じ教科書を使用しています。基礎基本が身につきやすく、生徒の学習意欲を喚起しやすい。また授業の進度を維持しながら、修練度に合わせて問題を補充しやすく作られているという点です。先ほど、山倉委員からの話がありましたが、明鏡高校については、B5判で説明箇所にカラーが多く、ポイントとなる点が分かりやすく工夫されていて、また身近なものを題材にしており、自分で勉強している中で、入りこみやすい工夫がされているなと思いました。いろいろと見せていただいた中で、各校の現状に合わせた選定をされているということで、大変すばらしいなと思いました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○渡邊(純)委員

よろしくお願ひします。私も3校いろいろ見せていただいたのですけれども、その中で特に明鏡高校の音楽全般の教科書について述べさせていただきます。音楽Ⅰは親しみやすい楽譜が多くて、生徒が意欲的に楽しく学習できるなど、とてもいいなと思って見させていただいて、音楽Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、いずれの教科書も、やはり手に取りやすいようなカラーのペ

ージが多くて見やすく、特にⅠからⅢの教科書の巻末に作曲家年表や音楽史等の史実、ギターとキーボードコード表などがカラーで掲載されていて、それが1年から3年まで常に巻末にあるということで、すごく効率的に学習ができるのではないかと感じました。音楽Ⅰでオペラの楽曲を学習して、音楽Ⅲでオペラのトゥーランドットを学ぶみたいな感じに、オペラを芸術として深く学べる内容が入っていたりして、生涯学習にもつながる多様な作品が多く掲載されていて思いました。

○田中委員

先ほど、渡邊節子委員も触れておられましたけれども、新潟市立高校3校では、どの学校もそれぞれの指導方針であったり、学校の特色に応じた教科書が適切に採用、選定されていると感じました。また、生徒の実態を的確に把握しまして、どの生徒にも学習内容が身につくよう、十分分配慮されていると感じました。

さらにどの教科書にも、最新の研究成果というものが取り入れられておりまして、生徒の興味関心を引く構成になっていたり、ネットトラブルや情報モラルを取り扱うなど、現代の子どもたちに欠かせない内容がたくさん盛り込まれていると感じました。とりわけ倫理の教科書を見せてもらったのですが、実は市立3校は、同じ清水書院の教科書を使っているのです。その序文に「地図のない旅」という文章が載っているのですが、少し紹介したいと思います。「地図を持たない旅にも似たこの人生は、決して偶然のみによって営まれているわけではない。私たちは、いつも何かに導かれながら、自己のあるべき生き方を実現しようとしている。悩み、迷いながら生きている私たちを、よりよき生へと方向づけるこの何かが、倫理と呼ばれるものにはかならない。」このように出ているわけです。まさに歴史や宗教、思想、道徳、そういうものを総合しまして、自己とは何か、人間とは何か、よりよく生きるとはどういうことかということについて、一人ひとりの生徒に深く問いかけていると感じます。人生80年と考えますと、純粋な心で真剣に学べる時間。この高校時代生のわずかな時間を新潟の市立高校3校が同じ教科書を使って、自らの生き方にについて深く考えるということはとてもすばらしいことではないかと感じています。私も、もし今の時代であれば、真剣になって読むであろうこの教科書をぜひ高校生が大人になっても、大事に取っておく。そのような高校生が育ってほしいなと思っています。

○教育長

今、すべての委員の方からご意見いただきました。それでは、各校がそれぞれの教育目標、教育課程と生徒の実態を踏まえて、適切なものを選定したということであり、また皆さんから選定された図書は、各校にふさわしい適切なものだというご意見でございましたので、この議案第22号及び議案第23号については、承認するということでよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

以上で、令和3年度使用新潟市立高等学校用教科用図書、高志中等教育学校後期課程用教科用図書の採択を終了します。

次に、議案第 24 号令和2年9月議会定例会の議案及び議案第 25 号教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書については、議会への提案前また公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開して審議します。

第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、令和2年度 新潟市奨学生等の選考結果について、学務課から説明をお願いします。

○学務課長

令和2年度新潟市奨学生等の選考結果について報告させていただきます。

報告書の1ページをお開きください。1、奨学生(候補者)の選考についてです。記載にはございませんが、募集期間を6月 10 日から7月 17 日までとしました。今年度は、新型コロナウイルスに伴う学校の休校等を考慮しまして、例年より1週間受付を延長しました。8月 7 日に外部委員による選考委員会を開催いたしました。

2、選考結果についてです。新潟市奨学金は、募集人員 75 名のところ 60 名の方から申請を頂きました。校種ごとの内訳は記載のとおりとなりますが、2人が学力基準を満たさなかったことから、基準適合外となりました。それ以外の 58 人につきましては採用とすることとなりました。

続きまして、社会人奨学金についてです。募集人員2名のところ定員を上回る3名の方から申請を頂きました。すべての方が基準を満たしていることから採用とさせていただきました。

一番下の参考をご覧ください。年度別採用状況についてです。今年度につきましては、大学の応募人数が前年に比べて減少しています。細かい分析はできておりませんが、今年度から日本学生支援機構の給付型奨学金の制度が拡充したことも一つの要因ではないかと考えております。

次のページをご覧ください。奨学金制度のさらなる充実を図るため、アンケートを行いましたので、その結果について報告いたします。まず、令和元年度に貸付を終了した方を対象としたアンケート結果についてです。このアンケートは、毎年実施しており、前年の状況も記載しております。貸付終了者 81 名のうち 76 名の方からご協力いただきました。回答率は 93.8 パーセントとなっています。その中から抜粋して報告させていただきます。

3、ほかの奨学金制度との併用状況についてです。本市の奨学金制度は、国や県の制度の補完と位置づけています。このことから、約半数の方が他の奨学金との併用となっております。

4、貸付終了後の進路についてです。全体の9割の方が貸付終了後に就職している状況です。就職先の主な業種については、昨年同様、

医療が多くなっております。

5番と6番は、今年度から新設した項目になります。5、新潟市奨学金を選んだ理由についてです。無利子が一番多く、次いで併用可能のこと、地元だからという理由が挙げられております。

6、返還特別免除制度の認知度についてです。市報や市のホームページでの周知をはじめ、高校へのポスター掲示など周知も図っておりましたが、知らない方や貸付後に知った方も少なくないことから、今後も効果的な周知が必要と感じました。その他のご意見としては、記載のとおりとなっておりますので、後ほど、ご確認ください。

続きまして、新たに令和3年3月、今年度末に貸付が終了する方に対して、返還特別免除制度に特化したアンケートを行いました。今年度、貸付終了予定の方は111名ですが、そのうち57名の方からご協力いただきました。回答率51.3パーセントです。

2の奨学生の居住地についてです。半数が新潟市内の居住となっております。

4、新潟市の奨学金を選んだ理由についてです。先ほど同様の無利子に続きまして、返還特別免除制度と併用可能という割合が多くなっております。

5、卒業後は新潟市に就職したいかについてです。半数以上の方が新潟市での就職を考えられております。

6、返還特別免除制度は新潟市へ定住する魅力の一つになるかについてでございます。返還特別免除制度は、若者の経済的支援、新潟市に必要な人材の確保、新潟市への定住促進を目的としていることから一定の効果があると判断させていただきます。

7、返還特別免除制度がどうあれば使いやすいと思うかについてです。やはり半数以上の方が免除額とお答えいただいていますが、なかなか拡充については難しい状況になっております。昨年度の状況で言いますと、一応、この返還免除は昨年度の実績で1,200万円が一応、返還免除となっています。その他の意見としては記載のとおりになっていますので、後ほど、ご覧ください。以上、簡単ですが、報告は終わらせさせていただきます。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○市嶋委員

よろしくお願いします。まず、返還特別免除制度というものが今後の新潟市の就職また定住などにもつながっていく一つのきっかけになれば、非常にすばらしい制度だなと思って聞かせていただきましたけれども、質問が幾つかあります。まず、2、選考結果の募集に対する申請した方の数で、非常にいい制度であるにもかかわらず、申請者が募集人数よりも少し少ないのが残念だなと思うのですけれども、実際、これは使わない済んでいる方が幸いにして多いということで認識されていらっしゃる

のかどうかお聞かせ願えますか。

○学務課長

実際には、やはり無利子ではありますけれども、借金、返済が伴うものになりますので、それぞれの家庭の状況を踏まえて、いろいろな選択をされる。それこそ先ほどお話ししました国の給付型のところに選択をする方がいるが、やはりどうしてもお金がないので自治体のものを選ぶとか、そういういろいろな方の考え方があるかと思いますので、その中で人數が減っているのかと思います。ただ、やはり周知が足りているかどうかといいますと、特に今年はコロナもありましたので、今後しっかりと周知をやっていかなければいけないかななど。委員からお話があった免除制度も同じですけれども、やはり知っていただくということが大事だと思いますので、その辺りに努めていきたいと思います。

○市嶋委員

もう一点が、この制度をどこで知ったかと周知されている部分なのですが、家庭で知った方、学校で知った方、市のホームページで知った方という順にあるのですけれども、家庭で知るというのは、ホームページとか、そういうことなのですか。

○学務課長

はい。あとは上の方が借りていたとか。

○市嶋委員

引き続き、この制度を知つてもらったうえで、使う、使わないということを各校、使う方に話していただけるように、引き続き、こういういい制度があるのだよということは、周知していっていただければ、非常に制度自体はすばらしいと思うので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○学務課長

ありがとうございます。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○渡邊(純)委員

お願いします。とてもいい制度だと思って、前にも意見を述べさせていただいたときがあるのですが、一番に免除制度ということに対して、利用されている学生の意見の中に制度をもう少し金額を増額してほしいとか、多分、返還期間というのが7年くらいを限度にと、何年くらい。

○学務課長

返還期間は20年となります。免除の期間が7年です。

○渡邊(純)委員

免除期間を少し延ばしてということなのですね、ここに書いてあるのは、免除制度の返還期間は7年なのですよね。

○学務課長

そうです。総額の4分の1で、上限が40万円です。

○渡邊(純)委員

その辺のところも多分もう少し入れてほしいという意見もアンケートの中であるようなのですけれども、実際、定住している子たちも50パーセント以上いらっしゃるようなので、すごく効果的な、新潟市に就職している方もいるようなので、とても効果的な免除制度だと思いますので、その辺のところをもう少し増額できるということは可能なのか。

○学務課長

今現在、こういった全体の制度について、特別免除制度自体が、先ほど、お話があったように、定住人口をきちんと考えておりますので、教育委員会としては、増額の方向で検討させていただきますが、新潟市全体の予算を考えなければいけないので、できることから検討していきたいと思います。

- 渡邊(純)委員 分かりました。ありがとうございます。ぜひ、とてもいい制度なので、継続していただきたいと思います。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 小野沢委員 お願いします。社会人奨学金の受ける条件として、23歳以上で1年間、学校に行っていないというような要件があったと思うのですけれども、これは例えば、高校を卒業して、就職をしました。20歳になりました。でも、もう一回、専門学校で学んでみたいという人がいた場合に、23歳以上にならないわけですけれども、そうすると要件を満たしていないということで、そういう人は、社会人奨学金を申請することができないのでしょうか。
- 学務課長 社会人ではないということですか。
- 小野沢委員 23歳に満たない場合は、通常の高校を卒業して、やはり改めて進学したいというときには、ほかの社会人ではない枠で受けられるということなのですか。
- 学務課長 そうですね。
- 小野沢委員 それは、何年間か、例えばブランクがあっても、23歳未満であれば、そこで受けとると。
- 学務課長 そうですね。一応、年齢的な年数については対象になるのですけれども、申請のときに添付いただく成績証明書が学校によってほかの年限が変わってくるので、成績証明書がなかなか厳しいところでございますので、小野沢委員がおっしゃった一般の社会人ではない奨学金を活用するのは可能なのですけれども、そのときには成績証明ができるものがそろえれば。
- 小野沢委員 それは、新潟市の奨学金で受けられるということですね。
- 学務課長 そうですね。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 渡邊(節)委員 報告4ページの奨学金制度に対する意見のところで、数年後に新潟市に居住し働いても返還特別免除制度を受けられたら助かりますというものがありますが、新潟市に戻ってきて就職したいと思っていたり、あとはこちらにずっといたいと思っていても、なかなか就職できなくて、何年か後に戻ってきたいと考えている人も多いと思うので、自由記載のところにあるような意見を取り入れた形の制度ができると、新潟で働くという動機づけにもなるかと思い、前向きに検討していただけるといいなと考えています。
- 学務課長 こちらも先ほどお話ししましたように、制度設計については、常時、見直しをしておりますので、学生たちに必要な、あとは全体の制度設計などを踏まえながら進めてまいります。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 田中委員 報告2の7、その他の主な意見を見ますと、新潟市の貸付で非常に助かったと。勉学に励むことができたという大変いい感想が出ています。こ

これから、ますますこういう若者が増えればいいなと思いますし、そのための返還制度を充実していっていただきたいと思っています。

質問ですが、令和元年度の貸付終了者が 81 人。返還特別免除制度を使った人というのは 81 人中何人いたのでしょうか。

○学務課長

そこは集計を取ってございません。アンケートの対象者の中でまだ働いていない方もいらっしゃるので、免除対象にならない方もいるので、その中の内訳としては、81 人中何人かは出ないですけれども、返還免除自体は事業実績は年々伸びておりますし、制度が開始になった平成 22 年のときには1人しかいなかつたのですが、昨年度は全体で 221 名いまして、その予算が 1,200 万円くらい援助したと。

○田中委員

ありがとうございました。免除制度を見ますと、三つ、この対象者のことについて触れてまして、一つは、大学卒業後、新潟市に住所を有している者。二つ目、当年度に新潟市の市民税が課税されている者。三つ目、この奨学金の返還及び市税に滞納がない者ということが示されています。これを見た限りにおいては、卒業直後とは書いていないので、先ほどの渡邊節子委員のお話しのように、何年かたって戻ってくるということも、該当させられるのではないかと思います。できればそのように新潟市に将来、戻りたいと考えている人も対象になれるといいと思います。

○学務課長

そうですね。先ほど、委員からお話があつた7年を超えないことがあって、そこを延ばすことによって、一度新潟から出た方が帰ってきても、20 年間の中であれば、活用ができるということになるので、また7年の壁をうちのほうで検討しなければいけないかもしれませんね。

○田中委員

そうなのですよね。次に、私が言いたかったことは、実は免除期間が貸付終了後、7年を超えない範囲でという、なぜ7年というのがこの規定の中に示されたのかということを聞きたかったのだけれども、何か理由はありますか。

○学務課長

7年というのは、制度設計の平成 22 年からずっとその形になっていまして、今、その段階で資料がないので、後ほど、調べましてお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

○田中委員

この7年の枠がもし取っ払えることができるのであれば、もっと利用者が増えるだろうし、いい制度になっていくのではないかと感じました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この件については、以上とします。

次に、新潟市広域都市圏連携協約に伴う図書館相互利用協定の締結について、中央図書館から説明をお願いします。

○中央図書館長

中央図書館でございます。

加茂市との図書館相互利用協定の締結についてご説明いたします。
報告5ページをご覧ください。

1の目的ですが、今年3月、新潟市が加茂市との広域都市圏連携協約を締結いたしました。相互の住民の方々の利便を図るため、分野別、

個別の協定として、図書館相互利用協定を結ぶものでございます。

2の経緯ですが、図書館ではすでに平成20年度から新発田市をはじめ、四つの市や町と相互利用協定を締結して、住民がお互いの図書館を利用できるという体制を整えてまいりました。平成29年3月、新潟市がこれらを含む10の市町村と広域都市圏連携協約を締結したことに伴いまして、図書館では燕市など、五つの市町村と相互協定を結びまして、現在、多くの方々にご利用いただいているところでございます。この時点では、加茂市は含まれておりませんでしたので、このたびの連携協約締結によりまして、10月に図書館相互利用協定を締結したいと考えております。

3の相互利用協定の内容でございます。これまで新潟市内に通勤通学していれば、市外の方でも利用登録が可能でございました。協定締結によりまして、通勤通学していないなくても、利用登録ができることになります。また、新潟市民も加茂市の図書館を利用することができるようになります。通常の貸し出しについては可能ですが、所蔵資料に限るものといったしまして、所蔵がない資料の新規購入や市外の図書館からの取り寄せは受けつけないこととしております。なお、この事業に係る新たな経費負担はございません。

今後の予定でございますが、4に記載のとおりのスケジュールで、加茂市と足並みをそろえて進めてまいります。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。では、この件については以上とします。

次に、学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定について、学校支援から説明をお願いします。

○学校支援課長

よろしくお願ひいたします。

8月19日、新潟市立学校園ガイドラインの改訂版を市立学校園に発出いたしました。今回は、保健給食課、教育職員課、学校支援課、地域教育推進課の四つの課で担当させていただきました。帯のところにNEWと書いてあるものが新しくおつけしたページでございます。吹き出しでNEWと書いてあるのは、その部分を附記したり、変更したりといった部分でございます。大きく三つについてお話しいたします。

一つ目は、感染症対策についてでございます。国のはうから新たな指針が示されまして、感染症対策といたしましては、3密を避けることに加えまして、飛沫感染を避けるために、大声にも留意することを加えてございます。また、国の指針にしたがいまして、例えば、教室や廊下の床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、手洗いを徹底することで特別な消毒作業は必要ないということを記してございます。学校のはうからは、以前に比べて消毒作業が少し負担が減ったという声も届いています。

それから、これまで37.5度ということで一つの目安としていたところ

なのですから、今回、専門家のご意見も伺いながら、微熱である 37 度であっても、検温したときに 37 度以上熱があった場合は、登校を控えるという方針を示してございます。

二つ目は、教育活動についてです。

スライド番号 57 番でございます。以前、子どもの心のケアということで、各学校でアンケートを子どもにも実施していただきました。その結果を学校支援課のほうで集約いたしまして、分析を行ったのですけれども、57 番のところに全校種・全学年の対応ポイントということを示してございます。その後、小学校、中学生、高校生、そして中学生と高校生に共通の対応ポイントということで示してございます。特に夏休み明けまた一回、登校していく、夏休み期間ではあったのですけれども、少し家庭で過ごして、また学校に戻ってきたという状況で、いろいろな面でこのケアが必要になってくるお子さんもおりますので、引き続き、子どもをよく見ていくということを示してございます。

それから、スライド番号 85 番をご覧ください。修学旅行に関する部分です。85 番、86 番に示しました。実施の可否を検討する視点につきまして、国や県の状況を踏まえて示してございます 85 番のほうですが、まず修学旅行の目的を再確認するということ。そのうえで訪問先や時期を見直すということを示しております。子どもの思いや願い、訪問先・経由地の更新される最新事情、そして旅行業者の対応、保護者の意向などを参考にしながら、決めていただきたいということを示してございます。小学校につきましては、佐渡や会津若松が多ございますので、昨日も、佐渡のほうへ修学旅行に行っている小学校もございましたが、中学校の行き先について、今検討しているところでございます。今後、どの学校がいつ、どこに行くのかということを日々、集計をする予定です。

86 番ですが、検討する歳の留意事項といたしまして、新潟県の感染警戒レベルを基準にするということを示してございます。緊急時には、必ず教育委員会にも一方を入れるということを緊急時の対応マニュアルの中に必ず入れ込むということを指示してございます。

111 番のスライドをご覧ください。教育実習等の受け入れについてございます。これにつきましては、まず県内と県外と分けて示してございますが、県内の新潟大学、新潟青陵大学、医療福祉大学、県立大学等につきましては、大学の方針を確認し、教育委員会から連絡をすると示してございます。すでに新潟大学のほうからは、市内の小学校、中学校、それぞれにおよそ 150 名ずつの実習受け入れをお願いする文書が大学のほうから出ております。それから、県内の学生もそれに準ずる形となります。県外大学在籍の大学生につきましては、次のことを確認したうえで受け入れを判断すると示してございます。まず、文部科学省から各大学に実習に代わる単位認定方法がある場合は、それを実施してほしいという方針が出されております。それが可能かどうかということを各大学

に学生を通じたり、直接問い合わせをしていただきたいということで、代替措置がない場合は、可能な限り、受け入れてほしいということを示しております。さらに各大学における実習を行う際の留意事項や条件なども確認する。

下のほうに留意事項といたしまして、実習開始2週間以上前には、新潟入りをしているということ。そして、その後、県外に移動したり、大人数が集まる会合等には参加しないよう自粛をしたうえで実習に望むということを示してございます。

大きな三つ目でございますが、学校開放等についてでございます。112番以降に示してございますが、地域教育推進課のほうで示したものでございまして、パートナーシップ、ふれあいスクール、学校開放等について、新たな情報を示してございます。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況の変化に伴いまして、ガイドラインにつきましては、今後も時点更新してまいりたいと思いますし、その都度、また皆様にお示ししていきたいと思います。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○五十嵐委員 よろしくお願いします。スライドの10番で体温37.0度以上というお話しをございました。私の子どもが通っている小学校でも先生方とお話ししたのですけれども、37.5から37.0に下げたということで、全校で約20名ほど該当するお子さんが出て、要は体温が高いお子さんがいて、先生は把握しているからよろしいのですけれども、非接触型の体温計などで測ったときに、37.0あったよと先生に言ってくる子がいる、善意で。だから、そういう部分があつたときに、学校ごとの対応が大事だと思うのですが、この子は37.0だけれども、平熱だから大丈夫だよと言ってあげないと、変更したことによって、児童のほうに、あの子、もしかしてかかっているのではないかというような余計な心配をかけてしまうことがあると思いまして、その部分をうまく連絡していただきたいということが一つ。

もう一つ、今、説明のあったふれあいスクールも多分、体温の検温が必要になってくると思うのですけれども、校外からのボランティアの方が入っていらっしゃることもあるって、そのとき体温も自己申告であり37度だったときに、この子は行っていいのですか、どうですかみたいな話がまた出てくると、お子さんに対してもちょっと不安というか、ショックを与える部分もあると思いますので、そこも一気通貫した形で37.0にする代わりに、高い子に対してこういった対応をするということを出していただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○保健給食課長 今の関係なのですから、発熱自身は37.5度変わりはないのですけれども、風邪症状の中で、ここにある咳、のどの痛み、だるさ、息苦しさということで書いてあったのですが、風邪症状の中には、微熱の範囲も入ってくることもございまして、ただ単純に微熱という部分になりますと、

では何度なのかということがあるものですから、そこで 37 度ということで、新潟大学の齋藤先生に確認をしながら、およその目安ということで入れさせていただいたところでございます。ただ、今、五十嵐委員がおっしゃったように、少し分かりづらいところもございますので、また直接こちらの保健給食課にも何件か、37 度なのかということでお問い合わせがありますので、その辺しっかりと学校のほうにも補足していきたいと思います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この件については以上とします。

第4 次回日程

○教育長 続きまして、日程第 4 次回日程についてです。教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 次回の日程でございます。9月につきましては、9月 29 日(火)、10 月につきましては、10 月 27 日(火)、時間はいずれも午後 3 時 30 分からを予定しています。

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。

第5 付議事件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、付議事件に入ります。

はじめに、議案第 24 号 令和 2 年 9 月議会定例会の議案のうち、令和 2 年度新潟市一般会計補正予算について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長 教育総務課でございます。よろしくお願ひします。

私からは、令和 2 年 9 月議会定例会の議案につきまして、そのうちの令和 2 年度一般会計補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。付議 20 ページ、A3 縦の資料をご覧ください。

このたびの補正予算につきましては、大きく分けまして、新型コロナウイルス感染症対策のほか、GIGAスクール構想に係る環境整備に関するものでございます。教育委員会では、一覧表のとおり、大きく四つの項目に沿って予算を補正したいと考えております。最下段の合計欄にありますように、総額 7 億 1,700 万余の増額補正を予定しております。なお、参考でございます。本市全体の一般会計補正予算につきましては、約 34 億円の予定をしております。

はじめに、一覧表の大項目、公共的空間安全・安心確保事業でございます。①の市立学校空調設備整備事業につきましては、昨年度、熱中症対策としてすべての市立小中学校の普通教室にエアコンを整備したところでございますが、このたび、新型コロナへの対策といたしまして、クラスを分散し、3 密を回避するため、多目的教室などにエアコンを新たに整備するというものでございます。基本的な考え方としましては、すでにエアコンが設置されておりますコンピュータ室を活用することを前提に、中規模校に 1 教室、大規模校に 2 教室を追加で整備するというもの

でございまして、整備する学校数、教室数は記載のとおりとなっております。

②のランチボックス等購入につきましては、中学校スクールランチのランチルームにおきます3密回避をするため、教室で喫食できるよう、ランチボックスを追加購入するというものでございます。なお、現在、ランチルームを利用されている生徒の約半分となります2,000セットを追加して購入するという予定でございます。

次に、大項目の学校の臨時休校に伴う学習等への支援事業です。③スクール・サポート・スタッフの追加配置でございますが、感染予防対策などで業務量が増加しております教員をサポートするため、さきの6月議会におきまして、小中学校など、記載の学校数でございますが、合計129校分に係る予算をさきの6月議会で補正をしたところでございますが、これに加えまして、年度当初からすでに配置しております大規模校25校、あとは未配置でございました5学級以下の小規模校11校に追加配置とするものでございまして、これによりすべての小中学校等へスクール・サポート・スタッフが配置されるという形になります。

④修学旅行のキャンセル料等支援事業でございますが、一斉臨時休業などの影響によりまして、修学旅行を中止または延期した場合に生じる費用につきまして、保護者の経済的な経費負担の軽減を図るため、取り消し料や延期に伴って生じる追加費用に対し支援を行うというものでございます。なお、追加費用につきましては、国が実施しておりますGotoトラベル事業により割引を受けた場合、割引後の料金と比較し、増加した費用を支援するというものでございます。

次に、大項目の遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業でございます。⑤の大型提示装置整備事業は、児童生徒1人1台端末の整備により、事業における学習環境が大変大きく変わることに伴いまして、教室内の情報を全体で共有する必要があることから、中学校等のすべての普通教室、特別教室に液晶モニターなどを整備するもので、学校のICT環境の充実を図るものでございます。なお、小学校につきましては、すでに整備済みとなっております。

⑥GIGAスクール対応インターネット接続環境整備事業についてです。本市では、現在、1人1台端末の整備に向けて、学校内のインターネット環境の整備を行っているところでございますが、端末整備は当初の予定では4年間の年次計画としておりましたけれども、計画の前倒しにより整備が急加速しております。万が一、すべての端末が一斉にインターネットに接続した場合、接続回線の帯域が不足し、授業に支障をきたすことが懸念されたことから、このたび、回線の増強を図り、ストレスなく授業が受けられる環境を目指すというものでございます。

最後でございます。学校給食関係業者等への支援事業ですが、こちらもさきの6月議会におきまして、3月の一斉臨時休業に係る学校給食

の食材業者への補償として3,600万円を補正させていただいたところでございますが、このたび、4月、5月の臨時休業に伴い影響を受けた食材業者に対し、安定的な学校給食の継続のため、支援を行うというものでございます。説明は以上となります。

○教育長 ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○市嶋委員 ご説明ありがとうございました。これに載っていないのですけれども、少し確認させていただきたいのですが、学校で働いている先生方に対して、学校に置いてある消毒液やマスクやコロナ対策で防護シートみたいなものだと、そういうったものというのは、これからも継続的にお金がかかっていくのかと思うのですけれども、それは別の予算でまかなって今、特段、例えば先生方自分でこれからも用意しなければいけないようなものはないのでしょうか。

○教育総務課長 一応それにつきましては、この年度当初の5月臨時会、6月補正において、予算を増額させていただいて、現在、この中で対応させていただいているということで、そちらにつきましては、基本的に不足していないとはお伺いしております。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○大宮委員 1番目の公共的空間安全・安心確保事業の空調設備のところですが、いくらいをめどに設置されるのか、もし分かれば教えていただけますか。

○施設課長 基本的には年度内には設置していきたいと思っています。ただ、少し遅いものについては、来年の夏までには間に合うようにしていきたいと思います。

○教育長 ほかにございますでしょうか。

○田中委員 さまざまな観点から、また学校等への支援、ありがとうございます。とりわけ、修学旅行のキャンセル料等が保護者にかなり重くのしかかっているという話も聞きますので、大変ありがたいなと思います。

2点質問なのですが、大型提示装置整備事業。1校当たり6台となっていますが、整備台数が996台。6で割ると166になるのですが、このあたりは6台よりももっとたくさんの学校もあるということでしょうか。

○教育総務課長 この記載は特別教室に対して6台ということにして、加えて普通教室という形になります。

○田中委員 了解しました。

その下のGIGAスクール関係です。整備数150校となっていますが、すでに整備をされている学校は除いているということでしょうか。

○学務課長 一応、今現在、LANケーブルのGIGAスクールに合わせた工事はしているのですけれども、今後、一斉に使ったときの容量が不足するかどうかの関係で、例えば、小さい学校であれば、その必要はないかと思うのですけれども、そういうことを含めて、大体160校のうち150校ぐら

いを今現在、検討しているということで 150 であります。150 はまだ確定ではないです。

○田中委員 では、整備をしなくても十分な学校もあるということですね。分かりました。

○山倉委員 少しお聞きしたいのですけれども、ランチボックス等の購入ということで、3密を避けるためにランチボックスを 2,000 セット購入ということで、この意味がよく分からぬのですが。

○保健給食課長 ランチルームでランチボックスで食べる学校等あると思うのですけれども、そういたしますと、基本的に対面であったり、非常に距離が近かつたりすることがございまして、教室で食べていただくようなことを半分の方にお願いすることによって、ランチルームの3密状態を避けるというようなことで考えてございます。

○山倉委員 分かりました。では、ランチボックスに入れて違う教室。半分はランチルーム、半分は教室とか、そんな感じでしょうか。

○保健給食課長 さようございます。

○教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、新潟市公民館条例の一部改正について、中央公民館から説明をお願いします。

○中央公民館長 9月議会に上程いたします新潟市公民館条例の一部改正について説明いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、付議 21 をご覧ください。1、改正理由です。豊栄地区公民館の一部が現在、整備が進められている北区役所の3階に移転し、令和3年2月1日から供用開始の予定です。併せて、新しい区役所が公民館との複合施設であるという特徴を活かしまして、公民館と同じ3階にあります区役所会議室を区役所閉庁時に公民館施設として貸し出したいと考えております。公民館条例の一部改正を行います。

2、改正内容です。(1) 豊栄地区公民館の位置を移転後の住所に改正します。(2) 移転に伴って施設名がこちらの名前です、施設名と使用量を改正します。(3) 区役所3階の会議室を公民館施設として貸し出す日時と料金を規定いたします。

3、施行期日は、北区役所供用開始と同じ令和3年2月1日です。

4、豊栄地区公民館についてです。(1) 位置図はご覧のとおりでございます。現行民間の裏手に移転先となります区役所新庁舎ができます。

それでは、付議 22 をご覧ください。これは区役所新庁舎3階の平面図です。黄色の6室が今回の条例改正の対象となる公民館施設になります。ピンクの 301 会議室、302 会議室が有効活用したいと考えている部屋です。

5、301、302 会議室の貸出についてです。(1) 貸出時間ですが、区役所開庁日は、区役所業務の終わった夜間午後6時半から9時半まで。区役所閉庁日は終日午前9時から午後9時半までといたします。(2) 貸

出単位や(3)の予約方法などはご覧のとおりで、公民館と同じといたしました。

付議 23, 24 は条例改正の内容、付議 25, 26 は新旧対照表でございます。301, 302 会議室の使用料も掲載してございます。以上で説明を終わります。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。それでは、議案第 24 号について、議案は適当であるとの意見で承認してよろしいでしょうか。そのように決定します。

次に、議案第 25 号教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

私のほうから、議案第 25 号教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会報告について、ご説明させていただきます。資料は付議 27 ページからと別冊としてご用意させていただきました報告書になります。こちらは、法律の規定によりまして、毎年、事務の管理及び執行について点検評価を行い、その報告書を議会に提出することが義務づけられております。このたびは、この報告書につきまして、承認をお願いするというものでございます。報告書の内容につきましては、さきの7月の協議会でご協議いただいたおりまして、その際にご指摘を頂いたご意見を参考に修正を行ったところでございます。本日は、修正をしたところを中心にご説明をさせていただきます。

付議 28 ページをご覧ください。1点目の修正でございます。あわせて別冊の報告書の6ページをご覧ください。主な取組みと成果を記載されており、その中の⑥の項目となります。この中で、いじめ・不登校に関する記載の中におきまして、不登校に至らなかつた児童生徒が減少しましたという表現をさせていただいたところでございますけれども、現在、不登校が増加傾向にある中で、必ずしも不登校に至らなかつた児童生徒が減少したということが、成果としてとらえづらい部分があるということから、このたび、その部分を削除させていただき、記載のとおり修正をさせていただいたというものでございます。

2点目でございます。別冊報告書の8ページの⑫教育ネットワークの構築ですが、2段落目以降がネットワークの構築による期待する効果を記載しておりましたが、こちらの表記につきましては、計画段階であった一昨年度の表記と同じ表記となっておりました。ですので、昨年度構築に着手した年度でもありましたので、記載のとおり内容をまとめた表現に変更させていただいたというものでございます。なお、今年度、システムの構築が完了した際には、報告書の表現をまた工夫させていただければと考えております。

続きまして、付議 29 ページをご覧ください。3点目の修正が記載誤りでございましたので、令和2年度を令和元年度に修正をさせていただい

たというものです。

4点目でございます。別冊の報告書の11ページです。こちらは教育ビジョンの主な施策、評価状況のうち1-(6)読書活動の推進と新聞活用の充実の右側の記載について、修正を行ったというものでございます。主に〇の二つ目になりますが、評価が下がった理由の中で、こちら具体的な事案を記載させていただきまして、整理し直したということと、その前後の〇のところを記載を整理させていただいたというものです。

次に、付議30ページをご覧ください。5点目でございます。こちらは別冊の報告書を見ますと13ページの4-(1)子ども一人一人のニーズと課題に対応した特別支援教育の推進の右側の記載について、こちらも評価が下がった理由を整理したというものでございます。こちらはさきの協議会におきまして、指標目標などの表記自体を工夫してはどうかというようなご意見をちょうどいしたところでございますけれども、事務局で検討させていただいた結果、一部の項目に対して数値の変更や参考値を表記するということは、このたび、行わないという形にさせていただいた代わり、取り組んできた内容を記載するというところと、次の第4期実施計画において、指標を研修受講者の理解度などに変更するという旨の記載をさせていただいたというものです。

そのほかにも、こちらに記載しておりませんが、先般、協議会におきましてご指摘のありました指標目標が100パーセントとなっている場合、いくら頑張っても評価5にならないというような案件につきましては、我々事務局のほうでも懸案事項ととらえておりまして、今後、今年度より実施しております第4期の実施計画におきまして、その評価基準を改めたいと考えております。修正等につきましては以上でございますが、その他の内容につきましては、前回協議会のほうでお示しした内容と変更はございません。この報告書につきましては、本日、審議を経た後、9月8日から始まります9月議会の定例会におきまして、報告をさせていただきまして、またあわせてホームページにも掲載をさせていただきたいと思っております。

○教育長

ただいまの説明にご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

○渡邊(節)委員

付議28ページの⑥一人一人の成長を促す生徒指導の推進について質問させてください。修正については、これで全く異論ないのですが、修正前の後半の部分が、少し意味が理解できなかつたので、そのまま消えてしまつても分からないので、そこについて、今回、載せないにしても、どういったことを表していたのかを改めて確認させていただけますでしょうか。

○学校支援課長

先回、私もその場でなかなかうまく説明できなかつたのですけれども、担当のほうに確認をいたしました。不登校のレベルがありまして、そこに至る予備軍がありまして、いろいろな部分の結果、不登校の児童生徒は

なかなか減らないという傾向があるのですけれども、予備軍のお子さんが減ったと。それで 493 人から 441 人に減少したという書き方になってるわけです。ただ、そこが減ったからといって、不登校の児童生徒が減ったわけではないので、成果として示すのはなかなか難しいということから、今回のような修正に変えてございます。

- 渡邊(節)委員 予備軍が減ったということは、予備軍から不登校のほうに移行したので予備軍が減ったということとは違うのですか。
- 学校支援課長 その可能性もあるので、一概にそこが減ったからといって、いいとは言いたいといふことから、その部分を削除したという両面があると思うのです。
- 渡邊(節)委員 数値のうえでは何とも言えなくて、ただ、先生方の感触としては、予備軍が減っているといふ、いい方向があるということですね。
- 学校支援課長 そこに至る前に何とか対応しているということですね。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。
- 田中委員 7月の定例会で指摘させていただいた内容が、大変適切に修正されました、分かりやすいとてもいい表現になったかと思っています。ありがとうございました。付議 28 の一番上の表題のところを執行状況というように直しておいていただければと思います。
- 教育総務課長 大変申し訳ありませんでした。修正させていただきます。
- 教育長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議案第 25 号については、承認するということでよろしいでしょうか。そのように決定します。

第6 定例会閉会

○教育長 これで協議会を閉会し、定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

大宮一真

署名委員

五十嵐悠介